

令和3年10月31日執行 福島県第2区 衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

プロフィール
1992年10月15日、郡山生まれ。慶應義塾大学法学部政治学科卒業。三井住友信託銀行入行。ボランティア活動をきっかけに、福島のために尽力することを決意。松下政経塾38期生として国内外の現場で地方自治やコミュニティ形成について研究・活動。福島県内のコミュニティ施設等で、地域の様々な年代の人々がつながる環境づくりに従事。

安心できる 社会保障

- ✓セルフケアによる健康増進
- ✓介護士/保育士などの待遇改善
- ✓多様な働き方への支援

小さな成長から 育む経済

- ✓雇用安定と賃金の底上げ
- ✓農業者戸別所得補償制度の確立
- ✓時限的な5%の消費税減税

命を守る 災害に強い国づくり

- ✓ITを活用した防災シミュレーション
- ✓治水工事など自然災害への整備
- ✓危機管理庁の設置

馬場ゆうきの コロナ対策

- ✓水際対策・連携期間の強化
- ✓地域医療体制の確保
- ✓適切な情報発信

社会の変化に即した 適応力のある柔軟な経済を

- ✓簡易で使いやすい補助金
- ✓他分野とのネットワーク
- ✓多様な働き方を支援

一人ひとりの想いを大切に、責任を持って成し遂げます。

復興から福香へ

- ✓廃炉技術の向上
- ✓対話による信頼構築
- ✓国内外に向けた積極的な情報発信

誰もが生きやすく 暮らしやすい社会

- ✓ジェンダー・ダイバーシティ教育の整備
- ✓出産に関する費用の無償化
- ✓子ども子育て予算倍増

持続可能な 地域づくり

- ✓公共交通マネジメント
- ✓住民主体のまちづくり
- ✓地産地消を軸とした自然エネルギーの推進

友好を築く 防衛・外交戦略

- ✓多分野での国際交流の強化
- ✓サイバー・宇宙領域の基本方針策定
- ✓平和憲法の尊重

今を変え、未来をつくる
29歳
野党統一候補 野党憲民

孤立・分断の社会から つながり・調和の社会へ



使命感と情熱、そして実現力!

根本 匠プロフィール
1951年、郡山市咲田生まれ。赤木小、郡山五中、安積高校、東京大学経済学部卒業後、建設省入省。93年衆議院議員初当選。厚生政務次官として年金制度や医療制度の見直し、子育て支援、介護保険の導入などに取り組む。また管理栄養士、保育士、美容師、言語聴覚士、公認心理師等の国家資格化を実現。小泉内閣で内閣府副大臣兼総務大臣補佐官。第一次安倍内閣で総務大臣補佐官を務め、「アジア・ゲートウェイ戦略」などの経済成長・国家戦略を遂行。東日本大震災直後、郡山市の防災対策アドバイザー。2012年12月には復興大臣、福島再生総括大臣に就任し復興を加速化。党金融調査会長として17年、フィンテック、ブロックチェーン技術を政府の成長戦略に。党憲法改正推進本部事務総長として18年、自民党憲法改正4項目案をとりまとめる。18年10月、厚生労働大臣に就任し、2040年を展望した社会保障改革、働き方改革、厚労省改革などを推進。19年、党中小企業・小規模事業者政策調査会長就任。現在、衆議院東日本大震災復興特別委員長、自民党中小企業調査会長、税制調査会副会長、憲法改正推進本部顧問、東日本大震災復興加速化本部長代行、公共工事業品質確保に関する議員連盟会長、宏池会(岸田派)事務総長、自民党福島県連会長、新生自民党「東北志士の会」代表、東京農業大学客員教授、新風匠塾塾長等を務める。主な著作に、「政治家根本匠の生き方―政策本位の政治で日本は変わる(テラ・コネクション)」、「日本経済起死回生トータルプラン」(光文社)、「日本再生 構造改革の全貌」(怪草社)、「自民復興」(幻冬舎)、「真の政治主導―復興大臣617日」(中央公論)、「疾風に勁草を知る―厚労大臣根本匠の軌跡」(中央公論)、「憲法をプラクティカルに変える」(中央公論新社)等々。

復興
国際教育研究拠点を創設 “真の復興”を成し遂げる!

農林水産業
風評被害を乗り越え、福島の魅力やおいしさを発信!

経済
中小企業・小規模事業者を守ることは、この国を守ること!

コロナ対策
コロナ対策を徹底し、コロナ後の社会も見据える!

政治実現能力に長けた 根本匠だからこそ、地域の課題を次々と解決!

【郡山・まちづくり3本の矢】

- 郡山駅西口再開発
- 国道4号「あさか野バイパス」の4車線立体交差化
- 土地区画整理事業促進に尽力

【二本松駅前周辺都市再生整備計画】

【本宮駅周辺環境整備事業】

復興大臣として
子どもたちの健やかな成長のために **子ども元気復活交付金創設**

厚生労働大臣として
子ども・若者・女性・高齢者・障がい者など、誰もが安心して暮らし、活躍できる社会を作るために力を注ぐ

郡山・二本松・本宮・大玉の至る所に実績があります。

自民党公認 根本 匠 たくみ

福島から 日本を動かす。

復興大臣、厚生労働大臣を歴任。政治家が決断し、実行し、責任をとる。 **真の政治主導で「ほんもの政治」を貫いています。**

これまで、これからも。皆様と共に歩み続けます。皆様からの絶大なご支援を心よりお願い申し上げます。

28年前の初当選時から政策本位の政治を貫き、福島から国を動かしてきました。山積する国内外の課題にも真摯に取り組み、次の時代の日本・新しい福島を創るため、全力を傾ける所存です。



願いを声に。未来を変えに。



第49回衆議院議員総選挙
投票日 10月31日(日)

福島県選挙管理委員会・福島県明るい選挙推進協議会

投票所では、感染症対策を徹底しております。

- 投票所には消毒液を設置します。
- 投票所スタッフはマスクを着用します。
- 投票所内は定期的に換気を行います。
- 不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒をします。

当日投票に行けない方は、**期日前投票**又は**不在者投票**を利用しましょう。

この選挙公報は、候補者から法定期限内に提出された原稿をそのまま印刷したものです。候補者等が選挙公報を印刷して頒布すること等は、選挙運動用文書図画の規制等の規定に抵触するおそれがあります。

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日10月31日（日）

投票は
18歳から
行えます

投票日に投票できない方は、
期日前投票制度又は不在者投票制度を利用しましょう！！
避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票が行えます。

期日前投票制度・不在者投票制度

■期 間／ 〇衆議院議員総選挙 } 10月20日（水）～10月30日（土）
〇最高裁判所裁判官国民審査

■時 間／ 8：30～20：00（※一部、異なる場合があります）
期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

■場 所／ ①期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所
②不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

■手続き／ ①期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します。
（ただし、宣誓書の記載が必要となります）
②不在者投票：以下の手続きにより投票してください。

<p>1 投票用紙等を請求する</p> <p>「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。</p> <p>※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。</p>	<p>2 投票用紙等を受け取る</p> <p>住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。</p> <p>【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。</p>	<p>3 滞在地（避難先）の市区町村で投票する</p> <p>受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票してください。</p> <p>滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。</p>
---	---	--

選挙に関する情報はこちらのサイトから

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>

福島県選管

検索

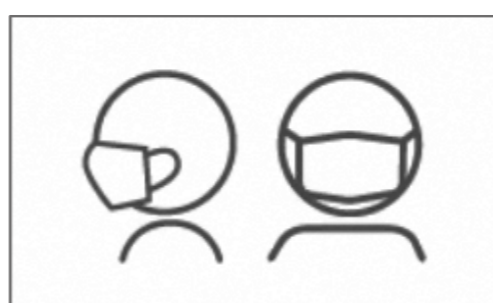


候補者・政党等の情報がご覧になれます。

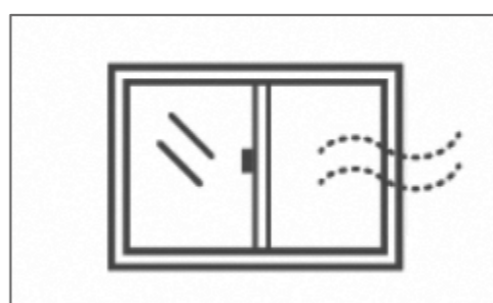
投票所では、感染症対策を徹底しております。



投票所には消毒液を設置します。



投票所スタッフはマスクを着用します。



投票所内は定期的に換気をします。



不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒をします。

感染症対策への皆様のご協力をお願いします。

・マスクの着用 ・周りの方との距離の確保 ・来場前と帰宅後の手洗い、うがいの実施
なお、投票所では持参した筆記用具を使用することができます。

また、新型コロナウイルス感染症のために自宅療養または宿泊療養をしている方は、療養している場所から郵便による投票を行うことができます。

詳しくは、県選挙管理委員会または住民票のある市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

期日前・不在者投票の詳細については、県選挙管理委員会（024-521-7062）
又は最寄りの各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。